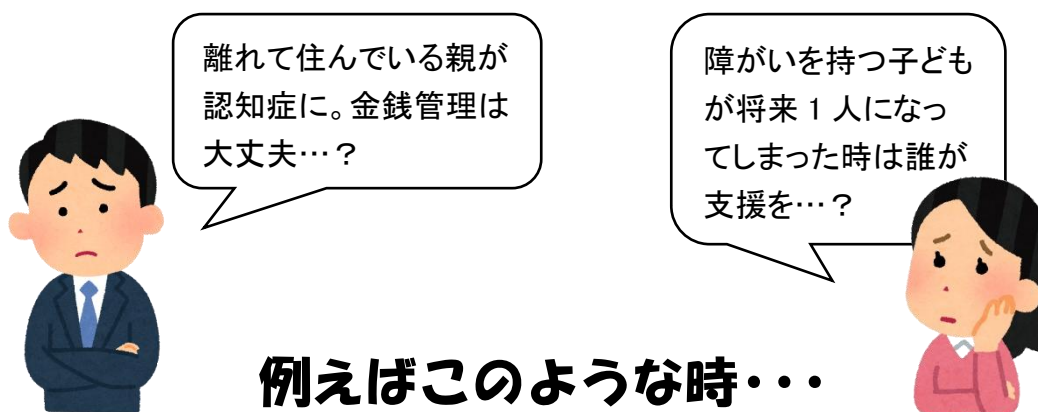


成年後見制度のご利用をお手伝いします



例えばこのような時・・・

法人後見事業

成年後見人制度における成年後見等を立てられない人に対し、社会福祉協議会が法人として成年後見人等を受任します。

☞ 成年後見制度とは・・・

障がい(知的障がい、精神障がい、認知症など)により判断能力が十分でない方が不利益を被らないように家庭裁判所に申し立てをすることで、本人の代わりに成年後見人等として法律行為や財産管理を行う権限を認められて援助する制度です。

この支援者が成年後見人で、本人の能力に応じて3つに区分されます。

		後見	保佐	補助
対象となる方		判断能力が全くない方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
申立てができる方		本人、配偶者、四親等以内の親族、検察官、市区町村長など		
成年後見人等の権限	必ず与えられる権限	・財産管理についての全般的な代理権、取消権(日常生活に関する行為を除く)	・特定の事項(※1)についての同意権(※2)、取消権(日常生活に関する行為を除く)	—
	申立てにより与えられる権限	—	・特定の事項(※1)についての同意権(※2)、取消権(日常生活に関する行為を除く) ・特定の法律行為(※3)についての代理権	・特定の事項(※1)の一部についての同意権(※2)、取消権(日常生活に関する行為を除く) ・特定の法律行為(※3)についての代理権
制度を利用した場合の資格などの制限		・医師、税理士等の資格や会社役員、公務員等の地位を失うなど	・医師、税理士等の資格や会社役員、公務員等の地位を失うなど	—

※1 民法13条に1項に掲げられている借金、訴訟行為、相続の承認や放棄、新築や増改築などの事項をいいます。ただし、日用品の購入など日常生活に関する行為は除かれます。

※2 本人が特定の行為を行う際に、その内容が本人に不利益ではないか検討して、問題がない場合に同意(了承)する権限です。保佐人、補助人は、この同意がない本人の行為を取り消すことができます。

※3 民法13条1項に挙げられている同意を要する行為に限定されません。

●後見の種類

法定後見

ご本人が認知症や知的障がい、精神障がい等の理由で判断能力が十分でない場合、一定の者の申し立てにより家庭裁判所が選任した後見人等が代理サポートをする制度です。
(事後的に申し立てるもの)

任意後見

ご本人が十分判断能力を有している間に、将来に備えて自分の代理人となるべき人とあらかじめ契約しておき、本人の判断能力が不十分になった時に後見人になってもらう制度です。
(事前に契約しておくもの)

後見人等ができない事

- ・本人による日用品購入の同意・取り消し
- ・介護、看護、食事の世話、自宅の掃除
- ・通院や買い物の同行
- ・身元引受人や保証人
- ・手術・延命処置などの医療行為への同意
- ・結婚、離婚、養子縁組、遺言の手続き
- ・資産の運用や贈与
- ・本人の居住用不動産の処分

●対象者

次のいずれかに該当する方。

1. 木曾岬町内に住所があり居住している方で、財産上の理由や人的社会資源の不足等理由で、他に適切な成年後見人等が得られない方
2. 木曾岬町長が法定後見の開始申し立てを行った方
3. その他、本会が後見を行うことが特に必要であると認める方

●費用

相談費用は無料です。ただし、申し立て手続きのための実費経費、診断書、鑑定書作成料等は別途必要になります。

また後見受任後、後見業務に要する費用は、被成年後見人等の負担となります。なお報酬は、家庭裁判所の審判により決まります。

●利用方法

まずは社会福祉協議会までご連絡下さい。制度の詳しい内容や契約までの流れをご説明いたします。

●お問い合わせ先

社会福祉法人木曾岬町社会福祉協議会

〒498-0814 三重県桑名郡木曾岬町大字三崎666番地(旧南部保育園)

TEL:0567-68-2760

FAX:0567-69-1555

Email:k-shakyo@m6.cty-net.ne.jp

木曾岬社協

<http://care-net.biz/24/kisosaki/>

受付時間 8:30~17:15

(土日祝・年末年始を除く)



